

お客さま各位

株式会社ゆうちょ銀行

投資信託の規定改定のお知らせ

2017年1月4日（水）に、投資信託の規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定内容につきましては、次ページ以降の表をご確認ください。

今後とも、ゆうちょ銀行をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2017年1月4日改定）

■投資信託総合取引規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) この取引の開始の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。<u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、取引開始後も、この取引にあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p>(2) この取引の開始の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。<u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、取引開始後も、この取引にあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p>(3)～(6) (同左)</p>
<p>14 収益分配金及び償還金</p> <p>(1) 取扱商品の受益権がお客さまの振替決済口座に記載又は記録されているときは、当行がお客さまに代わって収益分配金又は償還金を受領し、当行の定めるところにより、決済口座に入金します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 前項の収益分配金については、購入の申込み時に前項の受取方法を設定した場合を除き、投資信託収益分配金再投資規定に従って再投資します。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>14 収益分配金、償還金等</p> <p>(1) 取扱商品の受益権がお客さまの振替決済口座に記載又は記録されているときは、当行がお客さまに代わって収益分配金又は償還金（以下「償還金等」といいます。）を受領し、当行の定めるところにより、決済口座に入金するか、次条又は取扱商品の投資信託約款に従って累積投資を行います。</p> <p><u>(2) 前項の手続において、当行が諸法令及び諸慣行等により手数料その他の諸費用等を徴収された場合は、当該手数料等はお客さまの負担とし、償還金等から差し引きます。</u></p> <p><u>(3) 第1項の収益分配金については、購入の申込み時に第1項の入金による受取方法を設定した場合を除き、投資信託収益分配金再投資規定に従って再投資します。なお、第1項の入金による受取方法は、当行所定の取扱商品に限り設定することができます。</u></p> <p>(4) (同左)</p>
<p>20 成年後見人等の届出</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p>	<p>20 成年後見人等の届出</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p><u>(5) 未成年のお客さまが婚姻した場合には、直ちに当行所定の方法により取引営業所等に届け出てください。既に未成年のお客さまが婚姻されている場合にも、同様に届け出てください。</u></p> <p><u>(6) 前5項の届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p>
<p>22 規定の適用</p> <p>この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、<u>総合口座取引規定</u>とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>22 規定の適用</p> <p>この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」<u>及び「ゆうちょダイレクト規定」</u>が適用されます。ただし、<u>各規定</u>とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>

■投資信託受益権振替決済口座管理規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 振替決済口座の開設</p> <p>(1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。</p> <p>(2) 振替決済口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することに</p>	<p>3 振替決済口座の開設</p> <p>(1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。<u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、振替決済口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p>(2) 振替決済口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することに</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2017年1月4日改定）**

改定前	改定後
より行うことができます。 (3)~(4) (略)	より行うことができます。 <u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、振替決済口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u> (3)~(4) (同左)
10 償還金、解約金及び収益分配金の代理受領 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じとします。）、解約金及び収益分配金の支払があるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、決済口座（投資信託総合取引規定第6条（ <u>取引開始の手続</u> ）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）に入金します。	10 償還金、解約金及び収益分配金の代理受領 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じとします。）、解約金及び収益分配金の支払があるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、決済口座（投資信託総合取引規定第8条（ <u>決済口座の取扱い</u> ）第1項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）に入金します。

■投資信託自動積立規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 引落日、引落終了年月及び指定振替金額 (1)~(4) (略) (5) 指定振替金額は、毎年2回以内でお客さまが指定する月において、 <u>千円単位で増額することができます。</u>	3 引落日、引落終了年月及び指定振替金額 (1)~(4) (同左) (5) 指定振替金額は、毎年2回以内でお客さまが指定する月において、 <u>前項の指定振替金額と異なる金額を指定することができます。ただし、当該金額は当行が定める金額以上とし、1千円未満の端数を付けることはできません。</u>

■投資信託非課税口座等規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
11 非課税上場株式等管理契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約は解除されます。 ①~⑥ (略) <u>(新設)</u>	11 非課税上場株式等管理契約の解除 <u>(1)</u> (同左) <u>(2) 前項により非課税上場株式等管理契約が解除されたときは、当行はお客さまに代わり非課税口座で保有している上場株式等について他の保管口座への移管ができるものとします。この場合において、非課税口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等により遡及課税が発生するときは、当該税金の精算等を行います。なお、税金の精算等に際しては、あらかじめ指定された決済口座（投資信託総合取引規定第8条（<u>決済口座の取扱い</u>）第1項に定める決済口座をいいます。第36条において同じとします。）より自動的に引き落とすことができるものとします。</u>
30 代理人による取引の届出 (1) 未成年のお客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ取引営業所等に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。ただし、選任することができる代理人は、未成年のお客さまの法定代理人に限るものとします。 (2) (略) <u>(新設)</u>	30 代理人による取引の届出等 (1) 未成年のお客さまの代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ取引営業所等に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。ただし、選任することができる代理人は、未成年のお客さまの法定代理人の <u>うち1人</u> に限るものとします。 (2) (同左) <u>(3) 未成年のお客さまが20歳未満の場合における未成年者口座及び課税未成年者口座に適用されるうちよダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第2項に定める利用の申込みは、第1項により届け出た代理人のみができるものとし、未成年のお客さまによる申込みであっても、当行がこの申込みを受け付けたときは、当該代理人から申込みがなされたものとみなします。なお、この申込みの際に発行する記号番号等（うちよダイレクト規定第7条（本人確認）第1項に定めるものをいいます。）は、当行所定の方法により未成年のお客さまあて通知しますが、当該代理人が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</u> <u>(4) 前項の場合において、未成年のお客さまが20歳に達した後もうち</u>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2017年1月4日改定）**

改定前	改定後
	<u>よダイレクトを利用するためには、一旦ゆうちょダイレクトの利用を廃止する等の当行所定の手続を行っていただく必要があります。なお、当該手続の結果、当行が必要と認めた場合には、ゆうちょダイレクトの利用をお断りする場合があります。</u>
<p>36 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>36 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除</p> <p><u>(1) （同左）</u></p> <p><u>(2) 前項により未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約が解除されたときは、当行は未成年のお客さまに代わり未成年者口座内上場株式等について他の保管口座への移管ができるものとし、この場合において、未成年者口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していた等により遡及課税が発生するときは、当該税金の精算等を行います。なお、税金の精算等に際しては、あらかじめ指定された決済口座より自動的に引き落とすことができるものとし、</u></p>
<p>38 規定の適用</p> <p>非課税口座並びに未成年者口座及び課税未成年者口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」及び法その他の法令が適用されます。ただし、<u>投資信託総合取引規定</u>とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとし、</p>	<p>38 規定の適用</p> <p>非課税口座並びに未成年者口座及び課税未成年者口座に係る取扱いには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」、<u>「ゆうちょダイレクト規定」</u>及び法その他の法令が適用されます。ただし、<u>各規定</u>とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとし、</p>
<p>附 則</p> <p><u>未成年者口座及び課税未成年者口座を通じた取引は、平成 28 年 4 月 1 日から開始します。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、平成 29 年 1 月 4 日から実施します。</u></p>